

令和3年3月17日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するお願いについて

九戸村新型インフルエンザ等対策本部
本部長 晴 山 裕 康（公印省略）

緊急事態宣言が3月21日まで延長されたこと、年度末・年度初めの人が集まる機会が多くなり感染リスクが高まる場面が増えることに伴い、村対策本部では、引き続き皆様に慎重な行動をとっていただくため、以下のとおりお願いすることといたしました。重症化のリスクが高いとされる高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）がある方は特にご注意願います。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

【緊急事態宣言が発令されている地域との往来】

不要不急の帰省や旅行など、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。

【感染が拡大している地域との往来】

不要不急の往来や外出の自粛をお願いしている地域との往来は慎重に判断してください。

【基本的な感染対策の徹底】

これまで同様、常時マスクの着用、手洗い、咳エチケット、室内の換気、湿度の調節、三密（密閉、密集、密接）での会合等の回避、毎日の体温測定など健康状態の確認を継続してください。

また、発熱、咳等の体調不良時には外出を控え、「かかりつけ医」「受診・相談センター」への相談と積極的な検査を実施してください。

【健康診断及び医療機関の受診】

健診会場や医療機関では、換気や消毒などで感染予防対策をしているため、安心してがん検診などの健康診断や医療機関の受診をしてください。

【年度末・年度初めの会食等】

歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するもの、大人数や長時間におよぶ飲食など、感染リスクの高まる場面に注意して開催してください。

他の都道府県から来村される際は、来村後2週間は、それまでいた都道府県が要請している自粛等、例えば、不要不急の外出や歓送迎会の自粛等を継続すること。

【感染が拡大している地域】※3月8日現在

1 緊急事態宣言が発令されている地域（1都3県）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

2 感染が拡大している地域

（1）不要不急の往来や外出の自粛のお願いを実施している地域

群馬県（伊勢崎市・大泉町）、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県